

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	受診勧奨対象者ファイル	
行政機関等の名称	東京都後期高齢者医療広域連合	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保険部 管理課 保健事業・医療費適正化係	
個人情報ファイルの利用目的	生活習慣病の早期発見及び治療により、重症化予防や医療費適正化につなげるため、健診結果データ及びレセプトデータに基づき、受診勧奨対象者を抽出する。	
記録項目	氏名、住所、生年月日、郵便番号、被保険者番号、受診券整理番号、男女区分、本籍、続柄、婚歴、電話番号、健康状態、病歴（既往歴）、服薬歴、自覚症状、他覚症状、BMIの測定、障害、身長、体重、肥満度、理学的所見、血圧、血清トリグリセライド、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、AST(GOT)、ALT(GPT)、 Γ -GT(Γ -GTP)、HbA1c、尿蛋白、尿糖、潜血、血清クレアチニン、家族状況、居住状況、総コレステロール、ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数、誘導心電図、眼底検査、空腹時血糖、家族状況、居住状況、趣味、嗜好、喫煙の有無・状況、運動状況、睡眠時間、傷病名、診療内容、診療年月、診療実日数、医薬品、処方、調剤、指導管理料	
記録範囲	受診勧奨通知を送付した被保険者	
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市区町村の窓口業務担当部署が市区町村内の他の部署から収集（住民基本台帳法第1条）し、当該情報を構成市区町村の窓口業務担当部署から専用線により当組織が収集する（高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第138条、地方自治法第292条）。 ・審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）から医療費管理を行うためのレセプト情報等を収集する（高齢者の医療の確保に関する法律第70条、第139条、第155条）。 	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）東京都後期高齢者医療広域連合総務部総務課総務係 （所在地）東京都千代田区飯田橋3-5-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	